

総合評価書

平成19年3月

政策体系	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること。
施策目標	1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
	II	労働力需給調整事業システムを整備すること
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局需給調整事業課
	関係部局・課	

1 評価対象の設定

評価対象	労働者派遣事業制度の在り方
評価の契機等	<p>○ 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)及び「規制改革・民間開放3か年計画(再改定)(平成18年3月31日)において「ミスマッチから生じる中途解約等の問題の発生を未然に防止するためにも、紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁のための条件整備等について、可及的速やかに検討を行う。」「雇用契約の申込み義務については、その施行状況等を踏まえ、必要な検討を行う。」とされている。(別紙1参照)</p> <p>○ また、平成15年に改正された労働者派遣法が平成16年に施行された後1年を経過し、改正法の施行後の状況についてのフォローアップとそれを踏まえた検討を行う必要がある。</p>

2 評価の方法等

評価の観点	<p>経済・社会構造の変化や価値観の多様化などにより、企業や労働者が多様な働き方を求めるようになってきていることを背景に、労働者派遣事業所数及び派遣労働者数ともに増加している状況を踏まえ、労働者派</p>
-------	--

	<p>遣事業の適正な運営を確保するとともに派遣労働者の就業条件の整備が図られ、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合が図られるように、労働者派遣事業制度の在り方について検討する。</p>
<p>収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いて行った分析 ・測定の方法</p>	<p>○ 平成 17 年 5 月～7 月に、現行制度の施行状況を十分に把握するため、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、以下の者に対してヒアリングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業者団体 ・派遣元事業主 ・派遣労働者 ・製造業の請負事業者団体 ・請負事業者 ・派遣先 ・派遣先の労働者 <p>○ 平成 17 年 10 月～12 月に、現行制度の施行状況を十分に把握するため、以下の者を対象とした「労働力需給制度に関するアンケート調査」を実施し、同調査の結果を労働力需給制度部会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者派遣事業所 ・特定労働者派遣事業所 ・派遣先 ・派遣労働者 ・製造業の請負事業所 ・請負に係る発注者 ・請負に係る労働者 <p style="text-align: right;">(以上、有効回答計 3595 事業所、3462 人)</p>

3 評価結果等

<p>評価結果 (問題点及びその原因)</p>	<p>(労働力需給制度部会における検討)</p> <p>○ 平成 17 年 5 月から労働力需給制度部会において、平成 15 年に行った労働者派遣法改正における改正事項を中心に、現行制度の施行状況のフォローアップとして、派遣事業者等に対するヒアリング、アンケート調査結果の検討、及びそれらを元にした議論を行った。(別紙 2 及び別紙 3 参照)</p> <p>主なフォローアップ事項としては、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣対象業務について ・派遣期間制限について
-----------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none">・派遣労働者への雇入申込義務について・紹介予定派遣について・事前面接等の派遣労働者の特定を目的とする行為について・派遣元事業主・派遣先が講ずべき措置について・派遣労働者からの苦情等について・許可・届出手続きの簡素化について <p>○ これまでのフォローアップの議論において、労働者派遣制度の基本的な問題についての議論の必要性が指摘されたことを踏まえ、従前のフォローアップ事項に限定せず、労働者派遣に関わる基本的な問題について議論をすることとされた。(別紙4参照)</p> <p><労働者派遣に関わる基本的な問題について></p> <p>(更なる検討が必要な事項)</p> <ul style="list-style-type: none">・派遣という働き方についてどう考えるか。・派遣対象業務の制限について、どう考えるか。・期間制限の撤廃、延長又は維持について、どう考えるか。 <p>○ 平成15年改正法を中心とするフォローアップの議論で指摘された課題については、今後も議論を行っていく必要があるものがあるが、上記の労働者派遣に関わる基本的な問題の影響を受けることから、その検討状況を踏まえ適時に議論を進めることとする。(別紙4参照)</p> <p><フォローアップに関わる問題について></p> <p>(更なる検討が必要な事項)</p> <ul style="list-style-type: none">・派遣期間(期間制限経過時の状況として、派遣のまま継続した事業所が多数存在したことについてどう考えるか。)・派遣労働者への雇入申込義務・紹介予定派遣・事前面接等の派遣労働者の特定を目的とする行為・派遣元事業主・派遣先が講ずべき措置・派遣労働者からの苦情等・指導監督関連
<p>今後の検討の 方向性</p>	<p>これまでのフォローアップと更なる検討が必要な事項を踏まえ、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、引き続き検討する予定である。</p>

※ 以下は、原則としてフォローアップ時に記入する。

4 評価結果の反映状況

政策への 反映状況	
--------------	--

5 その他

評価実施過程に おいて明らか になった課題	
外部有識者等 の活用状況	
パブリックコ メント等を行 った場合は その意見	